



平成 29 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 光 陽 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 犬 養 岬 太
(コ ー ド 番 号 7 9 4 6)
問 い 合 せ 先 取 締 役 業 務 本 部 長 富 正 俊
(T E L 0 3 - 5 6 1 5 - 9 0 6 1)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。併せて、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 69 回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 単元株式数の変更

① 変更理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

② 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

③ 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

④ 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款の一部変更は、株主総会において、下記「(2) 株式併合」に関する原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(2) 株式併合

① 併合の目的

上記「(1) 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することです。

② 併合の内容

- i 併合する株式の種類 普通株式
- ii 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

iii 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	13,392,000 株
株式併合により減少する株式数	12,052,800 株
株式併合後の発行済株式総数	1,339,200 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

③ 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	1,353 名 (100.00%)	13,392,000 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	34 名 (2.51%)	46 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	1,319 名 (97.49%)	13,391,952 株 (100.00%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式合併を行った場合、現在 10 株未満の株式を所有されている株主様 34 名(所有株式数の合計 46 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をつくられていない場合は、後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

④ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて配分いたします。

⑤ 併合の効力発生日における発行可能株式総数

5,000,000株（併合前 50,000,000株）

⑥ 併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 69 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(3) 定款一部の変更

第 69 回定時株主総会において、上記「(2) 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社定款は次のとおり変更となります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(4) 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 26 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 27 日(予定)
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日(日)を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日(水)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 100 株に変更されます。

以上

添付資料

- ・(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についての Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取組みを進めており、100株単位への移行期限を平成30年10月1日としています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、単元株式数の変更後の当社株式の売買単位あたりの価格について、証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)を考慮し、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株式の保有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された保有株式数に10分の1を乗じた(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
例	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	10,000株	10個	1,000株	10個	なし
2	1,357株	1個	135株	1個	0.7株
3	8株	なし	なし株	なし	0.8株

・例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。

・例2の単元未満株式(効力発生後において例2では35株)につきましては従前と同様にご希望により「単元未満株の買増」または「単元未満株式の

買取」制度をご利用いただけます。

- ・例2および例3に発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数割合に応じて分配致します。
- ・例3の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q4. 1株未満の端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A4. 株式併合の効力前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引のある証券会社または末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5. 株式併合後も単元未満の買取りや買増しは可能ですか。

A5. 株式併合の効力発生前と同様、株主併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、お取引のある証券会社または末尾記載の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 併合は資産価値に影響をあたえないのですか。

A6. 株式併合前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は併合前の10分の1になりますが、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても理論上は併合前の10倍となります。

Q7. なにか手続きをしなければならないのですか。

A7. 特に必要な手続きはございません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 5 月 26 日	取締役会決議
平成 29 年 6 月 27 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での最終売買日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合および単元株式数変更の効力発生日
平成 29 年 11 月上旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 11 月下旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人：

東京都杉並区二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）

以上